

保存版

延岡市内の事業者の皆さまへ

事業系廃棄物の取扱いについて

《適正処理ガイドブック》

事業系廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。たとえ少量でも…

家庭ごみのステーションには出せません！！

目次

1. 事業系廃棄物とは P1
2. 事業者の責務 P2
3. 事業系ごみ（市で処理できる事業系廃棄物）..... P3
4. 産業廃棄物について P6
5. 事業系廃棄物の減量とリサイクル P7
6. よくある質問 P8
7. 事業系廃棄物の分類早見表（50音順）..... P10



延 岡 市

平成 31年 3 月



事業系廃棄物の正しい処理と 減量・資源化にご協力を

はじめに

事業活動により発生した「事業系廃棄物」は、法律に基づき事業者自らの責任によって適正に処理していただく必要があります。

延岡市では、家庭から排出されるごみが減少傾向にある一方、事業系ごみについては増加傾向にあり、国や県の平均と比べても事業系ごみの割合が高いことから、その対策強化に取り組み、さらなるごみの減量・資源化を目指しているところです。

事業者の皆さまにおかれましては、このガイドブックをご活用いただき、排出事業者の責務のもと、ごみの適正な処理と減量・資源化に積極的なご協力をお願いいたします。

延岡市は、全ての市民が安心して健やかに暮らせる環境にやさしいまちを創るため、「市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化、資源化の推進」と「環境に配慮したごみの適正処理」の2つの基本方針を掲げ、廃棄物の排出抑制、再利用、リサイクル及び適正処理を推進します。

平成 31 年 3 月

1. 事業系廃棄物とは

会社やお店など全ての事業者（※注）の事業活動に伴って生じた廃棄物のことを、一般家庭から排出されるごみと区別して、「**事業系廃棄物**」といいます。

さらに、事業系廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた「**産業廃棄物**」と産業廃棄物以外の「**事業系一般廃棄物**」に分けられます。

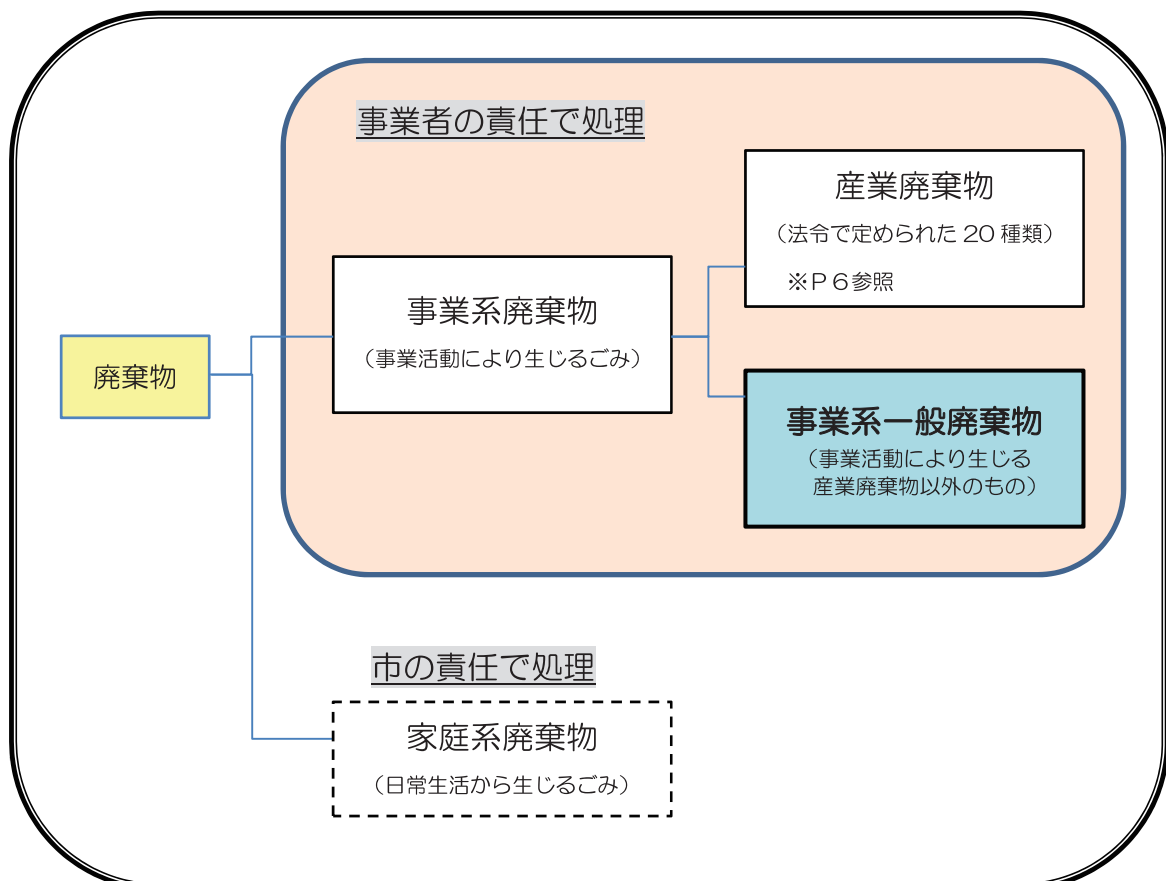
家庭から排出されたごみについては市の責任で処理しなければなりません、事業活動に伴って排出された廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

（※注）事業者とは

事業所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的とした者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。



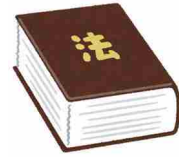
【廃棄物の分類イメージ】



2. 事業者の責務

事業者の廃棄物については自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律等により定められています。

量の多少に関わらずその事業者が責任を持って適正に処理してください。



■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに（以下略）

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■ 延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動に伴つて生じた廃棄物の減量化及び資源化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等（以下「物の製造等」という。）に際して、資源化の容易な製品、容器等（以下「製品等」という。）の開発を行い、その製品等の資源化の方法についての情報を市民に提供するとともに、その製品等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再生資源及び再生品を利用することにより、減量化及び資源化に努めるとともに、長期間使用可能な製品等の開発並びに製品等の修理及び回収体制を確保することにより、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量化、資源化その他適正な処理の確保に関する市の施策に協力しなければならない。

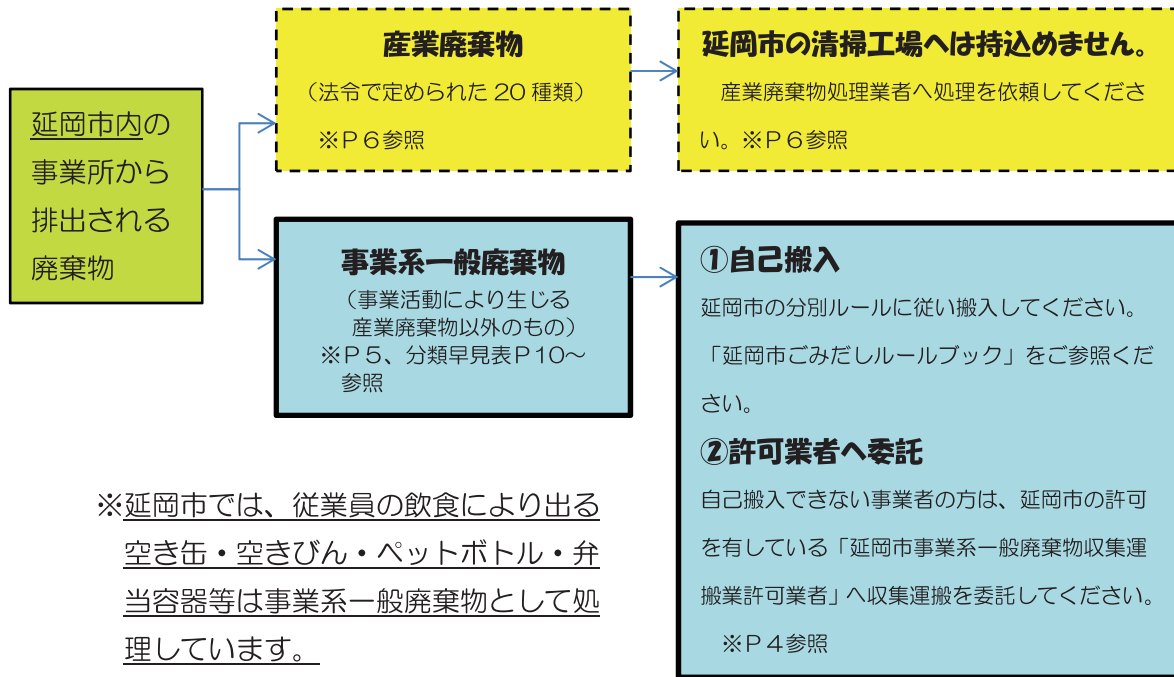
3. 事業系ごみ（市で処理できる事業系廃棄物）

事業系ごみとは、市で処理できる事業系廃棄物のことをいいます。

(1) 事業系ごみの処理について

事業系ごみを排出するときは、事業系一般廃棄物の処理方法になりますので、延岡市清掃工場へ自己搬入するか、延岡市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託してください。

なお、産業廃棄物は清掃工場では原則処理できません。産業廃棄物の処理業者へ委託する等、適正に処理をしてください。



※延岡市では、従業員の飲食により出る 空き缶・空きびん・ペットボトル・弁当容器等は事業系一般廃棄物として処理しています。



※事業所から排出される廃棄物は、家庭ごみのステーションに出すことはできません。
また、市では回収しません。

■延岡市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(平成 31 年 2 月現在)

No.	業 者 名	住 所	電 話 番 号
1	(有)旭ケミカル	延岡市平原町2丁目1454番地	32-1935
2	(有)朝日商会	延岡市川原崎町399番地1	34-2213
3	井上 智雅(アースクリーン産業)	延岡市古城町4丁目99番地	35-5647
4	井下 春雄(城南)	延岡市中島町2丁目157番地11	31-2064
5	(有)オイル・リサイクル	延岡市新浜町2丁目8935番地70	37-1233
6	川口建設(株)	延岡市長浜町1丁目1796番地	33-3802
7	(有)木本金属	延岡市川原崎町403番地	21-2578
8	(株)黒田工業	延岡市大武町758番地3 (本社:日向市竹島町1番地86)	35-6000 (0982-55-0055)
9	第一環境管理(株)	延岡市大武町1420番地5	34-2992
10	(有)谷明産業	延岡市長浜町4丁目3623番地	22-6783
11	(株)日向	延岡市平原町5丁目694番地1 (本社:日向市大王町2丁目1番地1)	(0982-52-6903)
12	(有)藤田資材	延岡市粟野名町1768番地	42-3230
13	(株)文化コーポレーション	延岡市長浜町2丁目2067番地16 (本社:宮崎市生目台西3丁目4番地2)	33-6321 (0985-50-9200)
14	(有)松林資材	延岡市旭町4丁目3400-1 (本社:東臼杵郡門川町加草4丁目88番地)	22-4014
15	(株)南日本環境センター	延岡市小野町4138番地1	22-3311
16	(株)宮崎県医師サービスセンター	延岡市松原町3丁目8928番3 (本社:宮崎市大字広原4511番地7)	37-8080 (0985-30-5355)
17	宮崎センコーアポロ(株)	延岡市大武町39番地84	31-0954
18	宮崎ビルサービス(株)	延岡市日の出町1丁目3番14号 (本社:宮崎市大字赤江975番地1号)	32-4774 (0985-51-2140)
19	(株)山崎紙源センター	延岡市土々呂町5丁目2230番地24 (本社:宮崎市江平東町6番13号)	21-5208 (0985-24-2551)
20	(株)ワーキング	延岡市若葉町2丁目2634番地8	34-9010
21	(株)延岡地区有機肥料センター(生ごみ限定)	延岡市追内町688番地4	43-0168

○事業者が処理施設に直接搬入できない場合は、延岡市が許可している上記事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託してください。

○この場合も、延岡市の分別ルールに従い分別する必要があります。また、処理に要する費用を許可業者に支払う必要があります。

○事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない産業廃棄物収集運搬業者や運送会社、引越し業者等は廃棄物の収集・運搬ができません。また、許可を受けていない者へ廃棄物の収集運搬を委託することもできません。廃棄物の収集運搬を委託する際は、受託者が延岡市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているか、必ず確認してください。

○適正な処理が行われない場合(不法投棄等)は罰則(最高3億円)に処される場合があります。

(2) 事業系ごみの分別

■事業系ごみの分別モデル

区 分		品 目 例
ごみ	燃やすごみ	<p>剪定枝、木製品、布製品、生ごみ（厨芥類）、リサイクルに適さない汚れた紙くず等</p> 
資源物	新聞	<p>事業所で購読している新聞、 待合室等で供用する新聞等 ※汚れていないもの</p> 
	ダンボール	<p>ロウや油が塗られていないダンボール ※汚れていないもの</p> 
	雑紙類	<p>雑誌、事務書類、書籍、 パンフレット、チラシ等 ※汚れていないもの</p> 
	びん・缶 (飲料・食料用)	<p>従業員の飲食等に伴うもの ※洗浄してください</p> 
	ペットボトル (飲料・食料用)	<p>従業員の飲食等に伴うもの ※洗浄してください</p> 
	プラスチック 製容器包装 (飲料・食料用)	<p>従業員の飲食等に伴うもの ※洗浄してください</p> 

※事業系一般廃棄物と同一の種類であっても、業種によっては産業廃棄物に該当する場合がありますのでご注意ください。(P6の表、分類早見表 P10～参照)

※収集運搬を委託する業者によって、分別方法等が変わる場合があります。詳細については収集を依頼する許可業者にお問い合わせください。

4. 産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動により生じた廃棄物の中で、法令で定める 20 種類の廃棄物をいいます。

区分	種 類	説 明	法律
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	法第2条4項第1号
	②汚泥	工場排水等処理後に残る泥状のもの、下水汚泥、建設汚泥など	
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、絶縁油、溶剤など	
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機酸類などの酸性廃液	
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液	
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂/合成繊維くず、合成ゴムくず、その他合成高分子化合物	
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴム（廃タイヤは合成ゴムのため廃プラ類に分類）	
	⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど	
	⑨ガラス/コンクリート/陶磁器くず	コンクリート/セメント/モルタル/ガラス/陶磁器/れんが/ロックウール/スレート/アスファルト/コンクリートくず、廃石膏ボード、等（工作物の新築、改築又は除去に伴うものを除く）	
	⑩鉱さい	高炉/転炉/電気炉などの残さ、不良鉱石など	
特定の事業活動に伴うもの	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート/セメント/モルタル/ガラス/陶磁器/れんが/ロックウール/スレート/アスファルト/コンクリートくず、廃石膏ボード、等	法第2条4項第1号の内、その他政令で定める廃棄物（施行令第2条）
	⑫紙くず	紙くず及び板紙など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）/パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なう者に限る）に係るもの/出版業（印刷出版を行なうものに限る）に係るもの/製本業及び印刷物加工業に係るもの/PCB が塗布され又は染み込んだもの〕	
	⑬木くず	木くず、おがくず、パルク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）/木材又は木製品製造業（家具製造業含む）に係るもの/パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの/PCB が染み込んだもの〕	
	⑭繊維くず	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴うもの）/繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く）に係るもの/PCB が染み込んだもの〕	
	⑮動植物性残さ	食料品製造業/医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	
	⑯動物系固形不要物	と畜場において「とさつ」し、又は解体した獣築及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	
	⑰動物のふん尿	牛、馬、豚、羊、山羊、鶏などのふん尿（畜産農業に係るもの）	
	⑱動物の死体	牛、馬、豚、羊、山羊、鶏などの死体（畜産農業に係るもの）	
	⑲ばいじん	汚泥、廃プラスチック類等焼却施設から発生する「ばいじん」であって、集じん施設で集められたもの	
	⑳13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令第2条第13号）	

(2) 産業廃棄物の処理について

産業廃棄物は市の処理施設では原則処理できません。産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集・運搬を委託し、処分業者に引き渡す流れになりますが、それぞれの業者と書面による委託契約が必要です。また、引き渡しにあたり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられています。

事業者自ら搬入することもできますが、同様に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や運搬の基準に従い適正に行う必要があります。

産業廃棄物の適正処理については、延岡保健所（TEL:0982-33-5373）にお問い合わせください。なお、産業廃棄物の処理業者を知りたい場合は（社）宮崎県産業資源循環協会（TEL:0985-26-6881）にお問い合わせください。

5. 事業系廃棄物の減量とリサイクル

(1) 4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)

効果的に廃棄物の排出量を減らすためには、事業所全体の協力が必要です。

一人ひとりが廃棄物を減らそうとする意識を持ち、行動に移すことからすべては始まります。まずは、できることから始めましょう

★4Rでごみ減量！コスト削減！イメージアップ！



① Refuse (リフューズ)：ごみになるものは断る！

- 過剰包装を控え、簡易包装を選ぶ。
- 使い捨て製品（おしぼり・割りばし・紙コップなど）を使わない、もらわない。
- 丈夫で品質が良く、長く使えるものを選んで購入する。
- 事務用品は必要性を十分に検討し、無駄なものは購入しない。
- 業務を見直し、過剰な仕入れや返品によるロスを減らす。

② Reduce (リデュース)：ごみを減らす！

- 紙の節約やペーパーレス化（IT）を活用する。
- ごみ箱を共有化するなど簡単にごみを捨てない工夫をし、資源化が可能なものはごみにしない。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などの水切りを行い、ごみの重量を減らす。
- 飲食店では、小盛メニューの提供など、食品ロスの削減に努める。
- 賞味期限切れ商品などを減らすため、販売管理・在庫管理を徹底する。

③ Reuse (リユース)：くり返し使う！

- ミスコピー紙などは、内部資料やメモ用紙などに再利用する。
- 使用済みの封筒を加工し、社内連絡便や書類回覧に使用する。
- 不要な事務用品や事務機などは、他の部署で使用する。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど詰め替え可能なものはメーカー回収などで再使用する。
- リースやレンタル、リサイクル品を活用する。
- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に使用する。

④ Recycle (リサイクル)：資源として再利用する！

- コピー用紙、新聞、ダンボールなどの再生可能な紙類は資源化する。
- 事務用品など物品を購入する際は、再生品など環境に配慮したものを選ぶ。
- コピー用紙、印刷物には再生紙を使用する。
- 食べ残しや調理くず、売れ残り品などは堆肥化や家畜用飼料などに資源化する。
- びん・缶・ペットボトルなどは分別してリサイクルする。

(2) 民間の資源物引取業者（リサイクル事業者）

「ごみ」は、分別することで資源となります。ごみの減量化、資源化を推進することは、環境への貢献につながるだけでなく、ごみを排出する事業者の廃棄物処理に係る事務手続きや費用を減らすことにもつながります。

資源物の品目や引き渡し量、回収・持込み等の条件によって、料金が必要、無料引取、有価で買取と可能性が広がります。

市の清掃工場や廃棄物処分業許可業者での処理のほか、専ら再生利用の目的となる古紙類、繊維類、金属類、空きびんやペットボトル等を専門に取り扱う**民間の資源物引取業者（リサイクル事業者）**に引き取りを依頼する方法もあります。

なお、民間の資源物引取業者がご不明な場合は、延岡市クリーンセンター資源対策課（Tel：0982-34-2626）にお問い合わせください。

※民間の資源物引取業者に引き取りを依頼する場合は、必ず事前に連絡をとり、処理したいものの種類や分別の内容、回収・持込みの日時等、ご相談ください。

6. よくある質問

Q1： ごみが少量で、メモ紙や茶がらなど家庭ごみと変わらないのですが家庭ごみステーションには出せませんか？

A1： 事業系廃棄物は、量や質に関わらず、事業活動に伴って生じたごみのことを言います。大企業から多量に排出される場合も、小規模な事業所から排出される場合も、事業系廃棄物として適正に処理をしなければならず、たとえ少量でも家庭ごみステーションには出すことはできません。自ら処理施設に搬入するか、収集運搬を許可業者に委託し、適正に処理してください。

Q2： 自宅兼事務所なのですが、ごみはどのように出せばいいのでしょうか？

A2： 自宅兼事務所でも、事務所から発生するごみと、家庭から発生するごみをそれぞれ区別する必要があります。事務所から排出するごみについては自ら処理施設に搬入するか、許可業者に委託し適正に処理してください。家庭から排出されるごみは市のルールに従い分別して排出してください。ただし、どちらのごみか区別することが難しいごみについては、1 収集日につき市の指定ごみ袋（40ℓ）1 袋まで家庭ごみとして排出できます。

Q3： 収集運搬業者の委託契約料金は決まっているのですか？

A3： 収集量や回数、事業所の場所などの条件によって変わってきます。また、業者によっても異なります。詳しくは収集運搬業者にご相談ください。

Q4： 仕事が忙しくてごみを分別している暇がありません。収集運搬業者にお金を支払っているのだから、収集運搬業者に分別してもらえばいいのではないですか？

A4： 収集運搬業者が分別するのではなく、排出者が分別してごみを出すというルールです。ごみと資源物で料金も異なることもありますので、収集運搬業者とごみの出し方等についてご相談ください。

Q5： 清掃工場に搬入できるものは何ですか？

A5： 清掃工場は一般廃棄物の処理施設です。事業活動に伴って生じたごみのうち事業系一般廃棄物を搬入することができます。清掃工場への搬入については、50kgまで200円（50kgごとに200円加算）の一般廃棄物処理手数料が必要となります。なお、産業廃棄物は民間の処理施設に自ら搬入するか収集運搬を許可業者に委託し、適正に処理してください。

Q6： 産業廃棄物と一般廃棄物の違いがよく分かりません。

A6： 例えば生ごみを例にとると、レストランや事務所から出る生ごみや茶がらは事業系一般廃棄物ですが、食品製造業から出る生ごみは産業廃棄物となるなど業種によっても異なります。詳しくは、P6の表や分類早見表P10～をご覧ください。

Q7： 自ら民間の処理施設に搬入した際の費用はどれくらいですか？

A7： 民間の処理施設に搬入する際の金額は、廃棄物の品目や量などに応じて変わりますので、直接、搬入先にお問合せください。

Q8： 自社の敷地内なら、ごみの焼却や埋立てはできますか？

A8： 廃棄物処理法により、基準を満たさない焼却や埋立ては禁止されており、これに違反した場合は処罰されますので絶対に行わないでください。

7. 事業系廃棄物の分類早見表（50音順）

廃棄物の種類

一廃

一般廃棄物（延岡市清掃工場で受入れ可能）

産廃

産業廃棄物

■この分類早見表は、事業所等から排出が予想される廃棄物の分別を50音順に整理したものです。この分類表を参考に廃棄物の適正な処理をお願いします。

○この分類表で「一般廃棄物」に区分されているものは、延岡市清掃工場で受け入れます。

○「産業廃棄物」に区分されているものは、原則、延岡市清掃工場では処理できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。なお、産業廃棄物については処理を依頼する業者によって分別方法等が変わる場合があります。詳細については処理を依頼する業者にお問い合わせください。

○この分類表において『区分が一般廃棄物であっても業種によって産業廃棄物になるもの』、『区分が産業廃棄物であっても排出の状況や性状等により一般廃棄物になるもの』があります。備考欄やP6の表で確認してください。

品目	区分	種類	備考	
あ	アクリル板	産廃	廃プラ類	
	アダプター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	穴あけパンチ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	網	産廃	廃プラ類、金属くず	
	雨戸・網戸	産廃	廃プラ類、金属くず	
	雨どい	産廃	廃プラ類、金属くず	
	アルミサッシ	産廃	金属くず	
	アルミホイール(車用品)	産廃	金属くず	
	アルミホイール、アルミ箔、アルミ箔の皿	一廃	燃やすごみ	
	安全靴	産廃	廃プラ類、金属くず	
	安全ピン	産廃	金属くず	
い	いす	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のもの、木製部分（木製品製造業、物品賃貸業除く）は一廃「燃やすごみ」
	一升びん	産廃	ガラスくず	できるだけ酒販売店に相談
	一斗缶	産廃	金属くず	
	衣類	産廃	廃プラ類、繊維くず	天然繊維のものは一廃「資源物（古布）」もしくは「燃やすごみ」
	印鑑	産廃	廃プラ類	天然素材（木、角・牙等）のものは一廃「燃やすごみ」
	インクカートリッジ、インクリボン	産廃	廃プラ類	

	品目	区分	種類	備考
う	植木鉢(陶磁器、プラ製)	産廃	陶磁器くず、廃プラ類	
	ウエットティッシュ	一廃	燃やすごみ	
え	エアコン(家庭用)	産廃	家電リサイクル品	家電リサイクルルートで処理
	エアコン(業務用)	産廃	廃プラ類、金属くず	
	延長コード	産廃	廃プラ類、金属くず	
	塩ビ管・パイプ	産廃	廃プラ類	
	鉛筆	一廃	燃やすごみ	
	鉛筆けすり	産廃	廃プラ類、金属くず	
お	オイル(工業用)	産廃	廃油	
	オイル缶	産廃	金属くず	
	オープン	産廃	廃プラ類、金属くず	
	おしぼり、お手拭き	一廃	燃やすごみ	
	落ち葉・枯葉	一廃	燃やすごみ	
	おぼん、トレー	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	おもちゃ	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	温冷庫	産廃	廃プラ類、金属くず	
か	カーテン	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	カーテンレール	産廃	廃プラ類、金属くず	木製部分は一廃「燃やすごみ」
	カード類	産廃	廃プラ類	紙製のものは一廃「燃やすごみ」
	カーペット	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	懐中電灯	産廃	廃プラ類、金属くず	
	鏡	産廃	ガラスくず	
	傘	産廃	廃プラ類、金属くず	
	傘たて	産廃	金属くず、陶磁器くず	
	ガステーブル・コンロ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ガスボンベ	産廃	金属くず	
	カセットコンロ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カセットボンベ	産廃	金属くず	
	カタログ(金具付、プラ系カバー除く)	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
	カッターナイフ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	合羽(カッパ)	産廃	廃プラ類	
	かつら	産廃	廃プラ類	人毛のものは一廃「燃やすごみ」
	金づち	産廃	金属くず	柄は素材により異なる
	画びょう	産廃	金属くず	
	花瓶	産廃	ガラス・陶磁器くず	
	壁紙、クロス	産廃	廃プラ類	
	紙おむつ	一廃	燃やすごみ	未使用のものは産廃
	紙コップ、紙皿	一廃	燃やすごみ	
	紙製容器・包装	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	資源物とする際は、市の分別基準による
	紙やすり	一廃	燃やすごみ	
	ガムテープ(紙製、布製)	一廃	燃やすごみ	
	カメラ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	カラーコーン	産廃	廃プラ類	
	ガラス、ガラス製品	産廃	ガラスくず	
	カレンダー(金具付、プラ系カバー除く)	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
	瓦	産廃	陶磁器くず、がれき類	
	缶(飲食用)	産廃	金属くず	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	換気扇	産廃	廃プラ類、金属くず	
	缶切り	産廃	廃プラ類、金属くず	
	緩衝材	産廃	廃プラ類	紙製のものは一廃「燃やすごみ」

品目	区分	種類	備考	
き	木、木くず、木材（建築廃材でないもの）	一廃	燃やすごみ	建設業、木材又は木製品製造業等に係るものは産廃
	キーボード（パソコン用）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	キッチンペーパー	一廃	燃やすごみ	
	脚立	産廃	廃プラ類、金属くず	
	きゅうす	産廃	ガラス・陶磁器くず	
	給湯器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	金庫	産廃	金属くず、コンクリートくず	
く	空気清浄機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	クーラーボックス	産廃	廃プラ類	
	釘	産廃	金属くず	
	草	一廃	燃やすごみ	
	草刈機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	くさり(チエーン)	産廃	廃プラ類、金属くず	
	熊手	産廃	廃プラ類、金属くず	竹製のものは一廃「燃やすごみ」
	クリップ	産廃	金属くず	
	クリアファイル	産廃	廃プラ類	
	車いす	産廃	廃プラ類、金属くず	
	クレヨン	産廃	廃油	
	軍手	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	け	蛍光灯	産廃	金属くず、ガラスくず
携帯電話・PHS		産廃	廃プラ類、金属くず	
消しゴム		産廃	廃プラ類	
血圧計		産廃	廃プラ類、金属くず、ガラスくず	
こ	コード・ケーブル類	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コードリール	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コーヒーマーカー	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コップ(紙類以外)	産廃	廃プラ類、ガラスくず	使い捨てで従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	コピー機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	コピー用紙	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	資源物とする際は、市の分別基準による
	ごみ箱	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	ゴム手袋	産廃	廃プラ類	
	米袋（紙製）	一廃	燃やすごみ	プラ製のもの、プラを使用したものは産廃
	コンクリート、コンクリートブロック	産廃	コンクリートくず、がれき類	
さ	雑誌類	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
	座布団、クッション	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	皿（紙製以外）	産廃	廃プラ類、陶磁器くず	使い捨てで従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	サンドペーパー	一廃	燃やすごみ	
し	CD	産廃	廃プラ類	
	シーツ	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「資源物（古布）」もしくは「燃やすごみ」
	自転車	産廃	廃プラ類、金属くず	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ類	
	写真	一廃	燃やすごみ	
	ジャッキ	産廃	金属くず	
	充電器	産廃	廃プラ類、金属くず	
	朱肉	産廃	廃油、廃プラ類	
	消火器（エアゾール式、外国製除く）	産廃	消火器リサイクル	特定窓口（消火器販売店等）に相談

	品目	区分	種類	備考	
し	定規	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のものは一廃「燃やすごみ」	
	障子(しょうじ)	一廃	燃やすごみ	プラを使用したもの、建設業に係るものは産廃	
	照明器具	産廃	廃プラ類、金属くず		
	しょうろ	産廃	廃プラ類、金属くず		
	食品トレー(紙製)	一廃	燃やすごみ		
	食品トレー(プラ製)	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能	
	食用油	産廃	廃油		
	食器類	産廃	廃プラ類、金属くず、ガラス・陶磁器くず	木製のものは一廃「燃やすごみ」	
	食器洗い乾燥機	産廃	廃プラ類、金属くず		
	飼料袋(紙製)	一廃	燃やすごみ	プラ製のもの、プラを使用したものは産廃	
	新聞	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃	
す	水槽	産廃	廃プラ類、ガラスくず		
	スキャナー	産廃	廃プラ類、金属くず		
	スコップ、ショベル	産廃	廃プラ類、金属くず	柄は素材により異なる	
	ストーブ	産廃	廃プラ類、金属くず		
	ストロー	産廃	廃プラ類	・従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能 ・紙製のものは一廃「燃やすごみ」	
	スパナ	産廃	金属くず		
	スプーン	産廃	廃プラ類、金属くず	使い捨てで従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能	
	スプレー缶	産廃	廃プラ類、金属くず		
	スポンジ	産廃	廃プラ類		
	スリッパ	産廃	廃プラ類		
	スレート	産廃	ガラス・陶磁器・コンクリートくず、がれき類		
	せ	生花	一廃	燃やすごみ	
		石鯨	産廃	廃油	
石膏ボード		産廃	ガラス・陶磁器・コンクリートくず、がれき類		
セメント		産廃	コンクリートくず等		
セメント袋		産廃	廃プラ類		
セロハンテープ		一廃	燃やすごみ		
洗濯機(家庭用)		産廃	家電リサイクル品	家電リサイクルルートで処理	
洗濯機(業務用)		産廃	廃プラ類、金属くず		
洗濯ばさみ		産廃	廃プラ類、金属くず		
剪定枝		一廃	燃やすごみ	長さ50cm、太さ5cm程度まで。それを超えれば清掃工場に相談。	
剪定ばさみ		産廃	廃プラ類、金属くず	柄は素材により異なる	
栓抜き		産廃	廃プラ類、金属くず		
扇風機		産廃	廃プラ類、金属くず		
洗面器		産廃	廃プラ類、金属くず		
そ		造花	産廃	廃プラ類、金属くず	
	掃除機	産廃	廃プラ類、金属くず		
	ソファ	産廃	廃プラ類、金属くず		
た	体温計	産廃	廃プラ類、金属くず、ガラスくず		
	体重計、体脂肪計	産廃	廃プラ類、金属くず		
	台車	産廃	廃プラ類、金属くず		
	タイヤ	産廃	廃プラ類		

	品目	区分	種類	備考
た	タイヤチェーン	産廃	廃プラ類、金属くず	
	タイヤホイール	産廃	廃プラ類、金属くず	
	タイル	産廃	陶磁器くず	
	タオル、タオルケット	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「資源物（古布）」もしくは「燃やすごみ」
	畳(スタイロ)	産廃	廃プラ類	
	畳(天然素材)	一廃	燃やすごみ	建設業に係るものは産廃
	タッパー容器	産廃	廃プラ類	
	棚、タンス	産廃	金属くず	木製のもの、木製部分（木製品製造業、物品賃貸業除く）は一廃「燃やすごみ」
	タバコの吸い殻	一廃	燃やすごみ	
	たわし（プラスチック製、木製・ナイロン製、金属製）	産廃	廃プラ類、金属くず	天然素材のものは一廃「燃やすごみ」
	段ボール	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	資源物とする際は、市の分別基準による
	ち	チェーン（動力部品）	産廃	廃プラ類、金属くず
茶殻		一廃	燃やすごみ	
チューブ類（医療用、工業用）		産廃	廃プラ類	
調味料の容器		産廃	廃プラ類、金属くず、ガラスくず	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
チラシ		一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
ちりとり		産廃	廃プラ類、金属くず	
こ	使い捨てカイロ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	机	産廃	金属くず	木製のもの、木製部分（木製品製造業、物品賃貸業除く）は一廃「燃やすごみ」
て	DVD	産廃	廃プラ類	
	テーブル	産廃	金属くず	木製のもの、木製部分（木製品製造業、物品賃貸業除く）は一廃「燃やすごみ」
	テーブルクロス	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	デジタルカメラ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	デスクマット	産廃	廃プラ類	
	デッキブラシ	産廃	廃プラ類	柄は素材により異なる
	鉄筋	産廃	金属くず	
	鉄パイプ	産廃	金属くず	
	手袋	産廃	廃プラ類	天然繊維・天然皮革のものは一廃「燃やすごみ」
	テレビ(家庭用)	産廃	家電リサイクル品	家電リサイクルルートで処理
	テレビ(業務用)	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電気ポット	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電球	産廃	金属くず、ガラスくず	
	電子レンジ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電卓	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電池、充電式電池	産廃	廃プラ類、金属くず、汚泥	
	電動工具	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電話機	産廃	廃プラ類、金属くず	
	電話帳	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
	と	トースター	産廃	廃プラ類、金属くず
時計		産廃	廃プラ類、金属くず	
トタン板		産廃	金属くず	
ドライバー（工具）		産廃	廃プラ類、金属くず	
ドライヤー		産廃	廃プラ類、金属くず	
ドラム缶		産廃	金属くず	
塗料		産廃	廃油、廃プラ類等	固形状のものは廃プラ類

	品目	区分	種類	備考
と	塗料缶	産廃	金属くず	
	ト口箱	産廃	廃プラ類	木製のものは一廃「燃やすごみ」
な	ナイフ	産廃	廃プラ類、金属くず	柄は素材により異なる
	長靴	産廃	廃プラ類	
	鍋	産廃	廃プラ類、金属くず、陶磁器くず	
	生ごみ（厨芥類）	一廃	燃やすごみ	食料品製造業に係るものは産廃
	波板	産廃	廃プラ類、金属くず	
	縄（なわ）	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
ね	ねじ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ネット	産廃	廃プラ類、金属くず	
の	農機具	産廃	廃プラ類、金属くず	木製部分は一廃「燃やすごみ」
	農業用ビニール	産廃	廃プラ類	
	農薬	産廃	廃酸、廃アルカリ	
	のこぎり	産廃	金属くず	柄は素材により異なる
	のぼり、旗（はた）	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
は	灰皿	産廃	金属くず、ガラス・陶磁器くず	
	パイプ椅子	産廃	廃プラ類、金属くず	
	バインダー（紙製）	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・プラ・金属部分は産廃
	バインダー（プラ製）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	はがき	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	資源物とする際は、市の分別基準による
	バケツ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	はさみ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	箸	産廃	廃プラ類	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	はしご	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	パソコン	産廃	事業系パソコン	パソコンリサイクルルートで処理
	パソコン用モニター	産廃	事業系パソコン	パソコンリサイクルルートで処理
	バッテリー（カーバッテリー等）	産廃	廃酸、廃プラ類、金属くず	
	バッテリー（充電式電池）	産廃	廃プラ類、金属くず	
	発砲スチロール	産廃	廃プラ類	
	バラ	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	針金	産廃	金属くず	
	パレット	産廃	廃プラ類、木くず	
	ハンガー	産廃	廃プラ類、金属くず	木製部分は一廃「燃やすごみ」
	パンフレット	一廃	資源物（古紙）、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
	ハンマー	産廃	廃プラ類、金属くず	柄は素材により異なる
ひ	PPバンド	産廃	廃プラ類	
	ビール瓶	産廃	ガラスくず	できるだけ酒販売店に相談
	ビデオカメラ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ビデオテープ	産廃	廃プラ類	
	ビデオデッキ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ビニールシート	産廃	廃プラ類	
	ビニールテープ	産廃	廃プラ類	
	ビニールパイプ	産廃	廃プラ類	
	ビニール袋	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	ビニールホース	産廃	廃プラ類	
	紐（ひも）	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	肥料袋	産廃	廃プラ類	紙製のものは一廃「燃やすごみ」
	びん（飲食用）	産廃	ガラスくず	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能

	品目	区分	種類	備考
い	ファイル(紙)	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・プラ・金属部分は産廃
	ファイル(プラ)	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ファクシミリ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ファンヒーター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	封筒(紙製)	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	資源物とする際は、市の分別基準による
	封筒(ビニール製)	産廃	廃プラ類	
	フォーク	産廃	廃プラ類、金属くず	使い捨てで従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	不織布	産廃	廃プラ類	
	ふすま	一廃	燃やすごみ	建設業に係るものは産廃
	付箋紙	一廃	燃やすごみ	
	布団	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	フライパン	産廃	金属くず	
	ブラインド	産廃	廃プラ類、金属くず	木製部分は一廃「燃やすごみ」
	ブラシ	産廃	廃プラ類	
	プラスチック製容器・包装	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	ブレンダー	産廃	陶磁器くず、廃プラ類	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	プリンター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ブルーシート	産廃	廃プラ類	
フロッピーディスク	産廃	廃プラ類		
へ	ペーパータオル	一廃	燃やすごみ	
	ベッド	産廃	廃プラ類、金属くず	木製のもの、木製部分(木製品製造業、物品賃貸業除く)は一廃「燃やすごみ」
	ペットボトル	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	ヘルメット	産廃	廃プラ類	
	ペンキ	産廃	廃油、廃プラ類等	固形状のものは廃プラ類
	ペンキ缶	産廃	金属くず	
	ペンチ類	産廃	金属くず	
	ペン類	産廃	廃プラ類	
ほ	ぼうき	産廃	廃プラ類	木製・竹製のものは一廃「燃やすごみ」
	帽子	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	包丁	産廃	廃プラ類、金属くず	柄は素材により異なる
	ボウル	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ホース	産廃	廃プラ類	
	ホースリール	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ボール	産廃	廃プラ類	
	ボールペン	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ポスター	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
	ホッチキス	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ポット(植木・苗ポット)	産廃	廃プラ類	
	哺乳びん	産廃	廃プラ類、ガラスくず	
	ポリタンク	産廃	廃プラ類	
	ポリバケツ	産廃	廃プラ類	
	ボルト、ナット	産廃	金属くず	
	保冷剤	産廃	廃プラ類	
	本類	一廃	資源物(古紙)、燃やすごみ	・資源物とする際は、市の分別基準による ・印刷物加工業等に係るものは産廃
ま	マイク	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マウス(パソコン用)	産廃	廃プラ類、金属くず	

	品目	区分	種類	備考
ま	マウスパッド	産廃	廃プラ類	
	マグネット、マグネットシート	産廃	廃プラ類、金属くず	
	枕	産廃	廃プラ類	天然素材のものは一廃「燃やすごみ」
	マジック	産廃	廃プラ類、金属くず	
	マスク	産廃	廃プラ類	天然繊維・紙製のものは一廃「燃やすごみ」
	マットレス	産廃	廃プラ類、金属くず	
	まな板	産廃	廃プラ類	木製のものは一廃「燃やすごみ」
	万年筆	産廃	廃プラ類、金属くず	
み	ミシン	産廃	廃プラ類、金属くず	
	無線機	産廃	廃プラ類、金属くず	
め	名刺	一廃	燃やすごみ	
	メガホン	産廃	廃プラ類	
	メジャー	産廃	廃プラ類、金属くず	
も	毛布	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「資源物（古布）」もしくは「燃やすごみ」
	モップ	産廃	廃プラ類、金属くず	柄は素材により異なる
	物干し竿	産廃	廃プラ類、金属くず	竹製のものは一廃「燃やすごみ」
や	やかん	産廃	金属くず	
ゆ	湯のみ茶碗	産廃	陶磁器くず	
	指サック	産廃	廃プラ類	
よ	養生シート	産廃	廃プラ類	
ら	ライター	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ラジオ、ラジカセ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ラップ類	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	ラミネート	産廃	廃プラ類	
り	リモコン	産廃	廃プラ類、金属くず	
れ	冷蔵庫・冷凍庫(家庭用)	産廃	家電リサイクル品	家電リサイクルルートで処理
	冷蔵庫・冷凍庫(業務用)	産廃	廃プラ類、金属くず	
	レコード	産廃	廃プラ類	
	レジ袋	産廃	廃プラ類	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	レンガ	産廃	陶磁器くず、がれき類	
ろ	ろうそく	産廃	廃油	
	ロープ	産廃	廃プラ類	天然繊維のものは一廃「燃やすごみ」
	ロッカー	産廃	廃プラ類、金属くず	
わ	ワープロ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	ワイヤー	産廃	金属くず	
	ワイヤーブラシ	産廃	廃プラ類、金属くず	
	輪ゴム	産廃	ゴムくず	従業員の飲食に伴うものは市でも受入可能
	割り箸	一廃	燃やすごみ	

◆ 問い合わせ窓口一覧

■ 一般廃棄物に関すること

(適正処理に関すること)

延岡市 クリーンセンター 清掃工場 TEL 0982-33-1869

(減量・資源化に関すること)

延岡市 クリーンセンター 資源対策課 TEL 0982-34-2626

■ 産業廃棄物に関すること

(適正処理に関すること)

宮 崎 県 延 岡 保 健 所 TEL 0982-33-5373

(処理業者に関すること)

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会 TEL 0985-26-6881



【発行】 平成 31 年 3 月